

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料等の減免	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第14条 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第5条、第6条、第18条、第23条及び第26条	
所 管 課	文化国際 部 文化 課	
審 査 基 準	<p>特別利用の許可等については堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第14条及び堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第5条、第6条、第18条、第23条及び第26条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例及び堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則】別紙参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

別紙

【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】

(観覧料等の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、使用料、駐車料金又は利用料(以下「観覧料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則】

(観覧料の減免)

第5条 条例第14条の規定により観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 本市の区域内にある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又は中学校(特別支援学校の小学部又は中学部を含む。)の児童又は生徒及びこれらを引率する教職員(当該児童又は生徒が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が教育上の目的で観覧するとき。全額

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設の児童及びこれらを引率する教職員(当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が教育上の目的で観覧するとき。全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額

(4) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額

(5) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が観覧するとき。全額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認める者が観覧するとき。市長が必要と認める額

(観覧料の減免申請)

第6条 条例第14条の規定により観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ観覧料減免申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める証明書類をプラザの窓口において提示することにより、前項の申請書に代えることができる。

(1) 前条第3号に規定する者 身体障害者手帳

(2) 前条第4号に規定する者 療養手帳

(3) 前条第5号に規定する者 精神障害者保健福祉手帳

(使用料の減免)

第18条 条例第14条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は条例第20条の規定によりプラザの管理を行う指定管理者が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。市長が必要と認める額

2 条例第14条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ使用料減免申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。

(駐車料金の減免)

第23条 条例第14条の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる車両及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める車両 市長が必要と認める額

2 大型車等(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。)の駐車料金については、前項第1号の規定は適用しない。

(利用料の減免)

第26条 条例第14条の規定により利用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 教育上又は学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする場合で市長が必要と認めるとき。全額
- (2) プラザの広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的とした特別利用のとき。全額
- (3) 本市又は条例第20条の規定によりプラザの管理を行う指定管理者が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める額

2 条例第14条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ利用料減免申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。